

通知預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・通知預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはありません。 (ただし、預入日から7日間は据置期間となります)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預入いただきます。 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約(払戻)できます。 (ただし、解約する2日前までに通知が必要となります)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息計算します。
7. 税金	・個人のお客さまのお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	・個人のお客さまで少額貯蓄非課税制度の適格者の方は、マル優がご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧くださいか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳し</p>

	くは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他の参考となるべき事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

